

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅰ－5－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)			感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること(施策目標Ⅰ－5－2) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5：新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること			担当 部局名	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 大臣官房厚生科学課	作成責任者名	感染症対策課長 木庭 愛 厚生科学課長 荒木 裕人				
施策の概要			本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・厚生労働省における感染症による健康危機発生時における、迅速かつ適切に対処する健康危機管理体制の整備 ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「感染症健康危機管理実施要領」(平成25年10月厚生労働省健康局一部改正) ・「国立健康危機管理研究機構法」(令和5年法律第46号)										
施策を取り巻く現状			・ 政府の感染症危機管理体制としては、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁が設置され、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括し、厚生労働省は感染症対応の実務の中核を担っている。 ・ また、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化の一環として、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し、政府に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に「国立健康危機管理研究機構」(Japan Institute for Health Security、略称JIHS)が設立された。 ・ 新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっていたが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往來の再開等による流入により一部の感染症ではここ数年と比較して報告数が増加していることから、新型コロナウイルス感染症も含め、国立健康危機管理研究機構(JIHS)による情報収集等を踏まえ感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。										
施策実現のための課題			1	・ 感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図る必要がある。 ・ 今後新たに発生する感染症に対しては、政府が科学的根拠ある対策を迅速にとるため、質の高い科学的知見を提供する体制を整備することが必要。									
各課題に対応した達成目標			達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
			目標1	感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する					感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制などを整備する必要があるため。				
			(課題1)										
達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績値						
							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	健康危機管理調整会議の定期開催件数(アウトプット)	-	-	月2回	毎年度		月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	健康危機管理調整会議を定期的に開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることが、感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する厚生労働省の健康危機管理体制の整備にも資するため、指標として選定した。	健康危険情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、概ね15日に1回の会議を開催することが必要との趣旨から、月に2回の開催を目標値としている。ただし、突発的な健康危機管理事案が発生した場合は、月に2回に限らず、その都度開催することとしている。 (参考)各年度の開催件数(定期開催と臨時開催の合計) 平成30年度実績：25件、令和元年度実績：27件、令和2年度実績：25件、令和3年度実績：26件、令和4年度実績：26件、令和5年度実績：24件、令和6年度実績：24件
							26回 (定例：24回、臨時：2回)	26回 (定例：24回、臨時：2回)	24回 (定例：23回、臨時：1回)	24回 (定例：24回、臨時：0回)			
2	国立健康危機管理研究機構法第30条の規定に基づく主務大臣による毎年度の業務の実績の評価について、標準評価(B評価)以上の評価を受けた項目の割合(アウトカム)	-	令和7年度	100%	令和7年度		-	-	-	-	100%	国立健康危機管理研究機構が行う業務については、業務の専門性等及び客観性・中立性・透明性等を確保するため、国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)に基づき、外部の専門家等の意見を聴きつつ、毎年度の業務の実績の評価を実施することとされているため選定した。 (参考) 第1期 国立健康危機管理研究機構中期目標(R7.4～R13.3) https://www.jihs.go.jp/aboutus/010/Mid-term_goals.pdf	目標は、他の研究開発法人の目標値を参考に、各項目が全て中期計画における所期の目標を達成していると認められる状態(B評価)以上を目指すべく設定した。
							-	-	-	-			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(1)	健康危機管理体制の整備 (平成10年度)	※	※	※	1	※	002353		
		※	※						
(2)	感染症発生動向等調査費 (昭和37年度)	※	※	※	-	※	002125		
		※	※						
(3)	感染症予防事業費等負担金(感染症 発生動向調査事業) (平成11年度)	※	※	※	-	※	002106		
		※	※						
(4)	感染症危機管理費 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002120		
		※	※						
(5)	新興・再興感染症臨床研究ネットワー ク事業 (令和2年度)	※	※	※	-	※	002070		
		※	※						
(6)	国立健康危機管理研究機構運営費交 付金 (令和7年度)	※	※	※	-	※	020280		
		※	※						
(7)	国立健康危機管理研究機構施設周辺 安全対策等事業費補助金 (平成27年度)	※	※	※	-	※	002964		
		※	※						
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
		144,022,277			17,367,098		31,112,947		
施策の執行額(千円)		41,166,970			5,395,101				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		新型コロナウイルス等対策政府行動計画(閣議決定)				2024年7月2日		新型コロナウイルスへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス ウィルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。本政府行動計画に基 づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速か つ着実に必要な対策を実施していく。	